

部分公開決定通知書

大東契第540号

平成27年3月11日

大東市泉町二丁目7番18号

光城敏雄様

大東市長 東坂浩一

(公印省略)

平成27年2月25日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり部分公開することに決定したので、大東市情報公開条例第10条第3項の規定により、通知します。

請求書受付年月日	平成27年2月25日
公開の方法	写しの交付（電子メールでの送付）
情報の件名	平成25年度南郷中学校・大東中学校給食配膳室整備他工事の2度 の入札が分かる状況書類及び契約書類全般
公開しないと決定 した部分	① 現場代理人届中の現場代理人の住所、氏名および印影 ② 現場代理人・監理技術者・主任技術者・専門技術者経歴書 ③ 2級技術検定合格証明書および1級技術検定合格証明書 ④ 出向協定書 ⑤ 監理技術者届中の監理技術者の住所、氏名および印影 ⑥ 監理技術者講習修了証 ⑦ 監理技術者資格者証 ⑧ 健康保険被保険者証 ⑨ 入札書、価格内訳書、委任状および入札参加表中の代理人の氏名 および印影
公開しない理由	①から③までおよび⑤から⑨まで 大東市情報公開条例第7条第1 号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別さ れ、またはされ得るもののうち、一般に他人に知られたいと望 むことが正当であると認められる情報」と認められるため。 ④ 大東市情報公開条例第6条第1号に規定する「法人、団体または 個人の事業者（以下「法人等」という。）に関する情報のうち、公 開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当 な利益を侵害すると認めるに相当の理由があるもの」と認められる ため。

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大東市長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定のあったことを知った日（大東市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する大東市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市長が被告の代表者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、契約課（072-870-0417）までお問い合わせください。